

令和8年度岡山県精神科病院群輪番体制整備事業に係る公募要領
(公募実施公告)

次のとおり、公募を実施します。

なお、本事業は、令和8年度岡山県一般会計予算案が岡山県議会において議決されること及び令和8年度岡山市一般会計予算案が岡山市議会において議決されることを条件に実施するものです。

令和8年3月4日

岡山県知事 伊原木 隆太

岡山県精神科病院群輪番体制整備事業については、岡山県精神科病院協会を相手方とする契約手続きを予定しているが、契約の前に、契約予定者以外の者への参加意思確認を行うものである。

なお、応募者がいない場合には、岡山県精神科病院協会と契約手続きを行うこととする。

第1 事業名

岡山県精神科病院群輪番体制整備事業

第2 事業の目的

休日及び夜間において、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等により速やかな医療が必要な精神障害のある人等に対して、迅速かつ適切な医療を提供できる体制を整備する。

第3 事業内容

1 輪番リストの作成事務等

岡山県精神科救急医療システム整備事業実施要綱第6の3に規定する当番病院輪番表を作成する。

2 当番病院経費支払事務

(1) 精神科救急医療施設事業費

岡山県精神科救急医療システム整備事業実施要綱第6に規定する精神科救急医療施設（岡山県精神科医療センターを除く）に対し、精神科救急医療当番病院輪番リストによる当番日1日当たり、次の額を支払う。

- ・日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日、1月2日及び1月3日並びに12月29日から12月31日までの日の昼間（午前8時30分から午後6時まで） 23,000円
- ・夜間（午後6時から翌日の午前8時30分） 25,300円

(2) 空床確保事業費

当番病院に対し、当番日の休日及び夜間それぞれに対し、1回当たり12,400円を支払う。ただし、当番日に入院受け入れがあった場合は、支払わないものとする。

なお支払単価については、今後、国から精神保健費等国庫負担（補助）金（精神科救急医療体制整備事業）の新たな基準額が示されるなどにより変動することもある。

3 その他の業務

1及び2の業務達成に関し必要な業務

第4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第5 応募資格

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 県との契約に関し、入札参加停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- 3 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、経理事務を確実に処理できる体制が整備されていること。
- 4 休日及び夜間において、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等により速やかな医療が必要な精神障害者等に対して、迅速かつ適切な医療を受けられる体制を整備するため、精神科救急医療施設間での連絡調整ができる団体であること。

第6 公募参加手続等

この公募に参加を希望するものは、次のとおり公募参加資格確認書（様式第1号）を提出しなければならない。

1 公募参加資格確認書及び仕様書の配布期間及び場所

- (1) 配布期間 令和8年3月4日（水）から令和8年3月13日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所 下記第8の場所に同じ。また、岡山県保健医療部健康推進課のホームページからダウンロードすることができる。

2 公募参加資格確認書の提出期間、場所及び方法

- (1) 提出期間 令和8年3月4日（水）から令和8年3月13日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（必着）
- (2) 提出場所 下記第8の場所に同じ
- (3) 提出方法 持参、又は郵送（書留郵便に限る。）
- (4) 提出書類 公募参加資格確認書（様式第1号）

3 公募参加資格要件の審査

(1) 審査結果の通知

公募参加資格確認書を提出した者について、書面の審査の結果、不適格と認められる者に対しては、その旨を通知する。この通知を受けた者は、この公募に参加することができない。

(2) 公募参加資格要件不適格の理由の説明要求

公募参加資格要件不適格通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日

から起算して7日以内に、下記第8の宛先にFAXにより、説明を求める書面を提出することができる。

4 仕様書に対する質問の受付

- (1) 受付期間 令和8年3月4日(水)から令和8年3月11日(水)まで
(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (2) 方法 「仕様書に対する質問・回答書(様式第3号)」によりFAXすること。ただし、到着したことを電話で担当者に確認すること。
- (3) 宛先 下記第8の場所に同じ

第7 公募手続等

1 公募提出書類の配布期間及び場所

- (1) 配布期間 令和8年3月4日(水)から令和8年3月19日(木)まで
(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所 下記第8の場所に同じ。また、岡山県保健医療部健康推進課のホームページからダウンロードすることができる。

2 公募提出書類の提出期間、場所及び方法

- (1) 提出期間 令和8年3月4日(水)から令和8年3月19日(木)まで
(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで(必着)
- (2) 提出場所 下記第8に同じ
- (3) 提出方法 持参、又は郵送(書留郵便に限る。)
- (4) 提出書類
 - ・岡山県精神科病院群輪番体制整備事業(委託)公募申請書(様式第2号)
 - ・申請団体概要書(様式1号)
 - ・岡山県精神科病院群輪番体制整備事業(委託)計画書(様式2号)
 - ・見積書(様式3号)
 - ・岡山県精神科病院群輪番体制整備事業(委託)見積積算内訳(様式4号)
 - ・添付書類(任意様式)
 - ①定款、会則、規約等
 - ②役職員等名簿
 - ③直近1年間の事業実施状況がわかるもの(団体が発行する年報、ニュースレター等)
- (5) 提出部数 6部(正本1部、副本5部(コピー可))

第8 委託契約に関する事務担当

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
岡山県保健医療部健康推進課精神保健福祉班
TEL: 086-226-7330 FAX: 086-225-7283

第9 審査基準・審査手続

- 1 公募申請書が提出された場合は、岡山県精神科病院群輪番体制整備事業公募審査委員会(以下「委員会」という。)において審議する。

2 審議は、提出書類及び添付資料により行うが、必要に応じて別途ヒアリングの実施や追加資料の提出等を求める場合がある。選考基準は以下のとおりで、これにより各公募申請について相対的に評価し、委託先を決定する。

(1) 委託業務に関する申請書の内容が次の各号に適合していること。

①事業内容が当県の意図と合致していること。

②事業の内容・方法等がすぐれていること。

③事業の経済性がすぐれていること。

(2) 当該事業と同業の事業に関する実績を有すること。

(3) 当該事業を実施する体制が整っていること。

(4) 経営基盤が確立していること。

第10 結果の通知方法

1 前項の審議の結果は、応募者あて通知する。なお、委員会は非公開とし、審査の経緯等に関する問い合わせには応じない。

2 選定されなかった理由の説明要求

選定されなかった旨の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、上記第8の宛先に FAX により、説明を求める書面を提出することができる。

第11 県及び岡山市の関係

岡山県精神科病院群輪番体制整備事業は、県及び岡山市の共同実施とする。

第12 契約

契約形態は、委託契約とし、採択件数は1件とする。なお、契約候補者と委託契約の協議が整い次第、県及び岡山市との三者で締結する。

第13 その他

1 応募に係る経費は、全て応募者の負担とする。

2 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。

3 提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。

4 提出書類は、返却しない。

5 提出書類等は、情報公開の請求により開示することがある。

6 本事業は、平成20年5月26日障発第0526001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神科救急医療体制整備事業の実施について」に基づき実施し、その経費は令和8年度精神保健費等国庫補助金の交付の対象となるので留意すること。

7 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。